

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

<口座振替がご利用いただける都税>

・個人の事業税 ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)※ ・固定資産税(償却資産)※

※23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については口座振替のご利用はできません。

<申込方法>

次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイト (http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html) にアクセス又は下記QRコードを読み取っていただき、画面に従って必要事項を入力してお申し込みください。
なお、原則個人名義の口座のみがご利用になれます。(法人口座及び事業用口座は、一部の金融機関を除きご利用になれません。) その他ご注意点を掲載しておりますので、詳細は専用Webサイトをご確認ください。



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

- ② 東京都主税局ホームページから「都税口座振替(自動払込)依頼書(ダウンロード専用依頼書)」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。
- ③ 都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書(3枚複写式)に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。その際には、(1)預(貯)金通帳、(2)通帳届出印、(3)納税通知書をご持参ください。(楽天銀行につきましては、銀行ホームページから申込手続きを行うことができます。)
- ④ 都税口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。ハガキ式依頼書が必要な場合は、下記お問合せ先までご連絡をお願いします。

<申込期限>

- 1 上記申込方法①の申込期限
口座振替を開始しようとする月の10日までにお申し込みください。
(納期限が月の第一開庁日にあたる場合は、前月の10日が申込期限となります。)
- 2 上記申込方法②～④の申込期限
口座振替を開始しようとする月の前月10日まで(土・日・休日にあたるときはその翌開庁日)にお申し込みください。(納期限が月の第一開庁日にあたる場合は、前々月の10日が申込期限となります。)

【お問合せ先】

主税局徴収部納税推進課

03-3252-0955

※住所の変更や課税の内容については、
所管の都税事務所へお問い合わせください。

板橋都税事務所 03-3963-2111 (代)

